## 新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する宿泊支援制度について　Q&A（県民向け）

| | Q | A |
|---|---|---|
| 1 | 当制度の概要は。 | 新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者が、心身の疲労負担軽減を目的として、県が指定した宿泊施設で滞在する場合、その利用料を負担するものです。 |
| 2 | 県が指定した宿泊施設とは。 | HPを参照ください。<br>https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/d00204000.html<br><br>また、「新型コロナウイルス感染症業務従事者証明書」の裏面にも記載しております。 |
| 3 | この制度の対象者は。 | ○「新型コロナウイルス感染症患者入院受け入れ病院」において、新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事された医療従事者。<br><br>○知事が特に必要と認めた医療機関、高齢者施設において、新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事された医療従事者。 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症に対応する業務とは。 | 感染予防を徹底するため、強い緊張の続く状況下で実施する看護業務・診療業務など。 |
| 5 | 感染のリスクを家に持ち帰らないためにこの制度は使用できるか。 | 当制度は、強い緊張感の中、長時間の勤務を求められる新型コロナに対する医療従事者の疲労負担軽減を目的としています。質問のような意図での制度利用はできません。<br>また、濃厚接触者の方や、発熱等の症状のある方は利用できません。 |
| 6 | 高齢者施設の医療従事者でも利用可能か。<br>また、高齢者施設ならすべて利用可能か。 | 入居・入所タイプの施設内で新型コロナウイルス感染症患者が発生し、その陽性者の看護業務などに従事した方のみ利用可能。 |
| 7 | 高齢者施設の医療従事者でもなぜ利用可能なのか。 | オミクロン株などの急速な感染拡大により、高齢者施設内でも、コロナ入院受入病院と同様に陽性者の看護業務等が発生しているため。 |
| 8 | 高齢者施設とは具体的にどのようなものか。 | 入居・入所タイプの施設に限ります。（特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など。） |
| 9 | 和歌山市在住で和歌山市内の医療機関で勤務している。<br>田辺市や那智勝浦町の宿泊施設の利用は可能か。 | 原則不可です。<br>当制度については、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の心身の疲労負担軽減を目的としています。<br>（例）勤務で帰宅が遅くなるので、医療機関に近い宿泊施設に宿泊する<br>よって、客観的にみて、明らかに使用用途が趣旨に沿わない場合や、レクリエーション目的で使用していた場合は、返金依頼などの対応になる場合がございますのでご留意願います。 |
| 10 | 対象の医療従事者の同居家族も利用でるか。 | 利用不可。 |
| 11 | どのようにすれば利用できるか。 | 詳しくは、HP及び「新型コロナウイルス感染症業務従事者証明書」の裏面を参照ください。<br>なお、予約については、原則宿泊日の前日17時までに実施してください。<br>また、宿泊施設の稼働状況により、宿泊出来ない場合がありますので、ご了承ください。 |
| 12 | 当制度に関する問い合わせは。 | 県健康推進課　073-441-2657 に問い合わせください。 |
| 13 | 宿泊施設所定の時間外のチェックイン・チェックアウトの対応してもらえますか。 | 原則、不可です。<br>なお、御利用にあたっては各施設の宿泊借款が適用されますので、各宿泊施設にてご確認ください。 |
| 14 | ルームサービスは利用できますか。 | 当制度は宿泊料金のみの補助になります。ルームサービスの御利用にあたっては、各施設の宿泊借款が適用されますので、各宿泊施設にご確認ください。 |
| 15 | 医療従事者とはどの範囲ですか。 | 実際に新型コロナウイルス感染症陽性者の看護業務・診療業務等に従事した医師・看護師・准看護師等を言います。看護業務・診療業務等を行っていない事務員等は対象外となります。 |
| 16 | 入所・入居者が、簡易検査で陽性反応となったが、翌日PCR検査等で陰性と変わった場合は、その対応に携わった医療従事者は対象となりますか。 | 当制度は長時間にわたる看護業務等による疲労軽減削減のための制度であり、質問の内容は対象外となります。 |
| 17 | 非常勤の医療従事者は対象となりますか。 | 常勤の医療従事者と同様の業務を行っていると認められる場合は対象となります。 |
| 18 | 委託を受けて来てくれている医療従事者は対象となりますか。 | 常勤の医療従事者と同様の業務を行っていると認められる場合は対象となります。 |
| 19 | オンラインでコロナ陽性者の診療、看護に当たっている医療従事者は対象となりますか。 | 原則不可です。なお、過度の長時間又は連日勤務に及ぶ場合はご相談ください。 |
| 20 | コロナ感染**予防**に携わっている医療従事者は対象になりますか。 | 原則不可です。なお、過度の長時間又は連日勤務に及ぶ場合はご相談ください。 |
| 21 | コロナ感染を疑われる入所者入居者の診療、看護に当たる医療従事者は対象になりますか。 | 施設において新型コロナウイルス感染症が発生し、施設内で隔離した患者に対し、看護等の業務に従事した医療従事者が対象のため、対象外となります。 |
| 22 | コロナに対応した日に退職した医療従事者は翌日対象になりますか。 | 感染予防を徹底するため、強い緊張の続く状況下で実施する看護業務・診療業務などに従事された方の心身の疲労負担軽減のための制度になりますので、対象外となります。 |

**※今後、方針が変更となる可能性がございます。最新の事務連絡等を確認いただくようお願いいたします。**